

## 建築基準法施行令におけるブロック塀等の構造基準

項目	補強コンクリートブロック造の塀（※1） （建築基準法施行令第62条の8）	組積造の塀（※2） （建築基準法施行令第61条）
(1)高さ	2.2m以下とする	1.2m以下とする
(2)壁の厚さ	15cm以上 （高さが2m以下の塀は10cm以上）	その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上
(3)控壁（※3）	高さが1.2mを超える場合は、3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設ける。	長さ4m以下ごと、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く）を設ける。 ただし、その部分における壁の厚さが(2)による壁の厚さの1.5倍以上ある場合を除く。
(4)基礎	高さが1.2mを超える場合、基礎の丈は35cm以上とし、根入れ深さは30cm以上とする。	基礎の根入れ深さは20cm以上とする。
(5)鉄筋	①壁頂部及び基礎に横筋を配置する ②壁の端部及び隅角部に縦筋を配置する ③径9mm以上の鉄筋を配置する ④鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置する ⑤鉄筋の末端はかぎ状に折り曲げる ⑥縦筋は壁頂部及び基礎の横筋にかぎ掛けして定着する ⑦横筋はこれらの縦筋にかぎ掛けして定着する ⑧⑥の縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる	

※1) コンクリートブロックを鉄筋で補強した塀

※2) コンクリートブロック造、れんが造、石造等の塀

※3) 主壁に対して直角方向に突き出した補助的な壁で、主壁の支持・補強の役割を果たす壁

建築基準法施行令の内容を教育委員会が表として整理